

南知多町有機農業実施計画

1. 市区町村
南知多町
2. 計画対象期間
令和 5年度 ～ 令和 9年度
3. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標
ア 有機農業の現状 本町では、昭和36年に発足して以降一貫して人口減少が続いており、また、農業経営環境の変化による農業所得の低迷や農業就業者の高齢化により離農が進行し、遊休農地が増加している。 その一方で、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によりグローバルサプライチェーンの脆弱性が露呈したとともに、昨今のウクライナ情勢による原油高や穀物高も相まって、食料自給率の低い我が国の食の安全保障が脅かされている。 これらの農業を取り巻く社会的な変化によって、本町においても、今後化石燃料を原料とした化学合成農薬及び化学肥料を調達することが困難になることが危惧され、従来どおりの農業を実施できなくなる可能性が高くなっている。 そのため、地域に根差した持続的で再生可能な環境負荷の低い農業として、また、既存の農業における化石燃料を原料とした化学合成農薬及び化学肥料の代替品としても有機農業の技術は活用できるため、地方自治体としても持続可能な農業の在り方の一つの方策として有機農業を推進する必要がある。 本町は、令和元年時点での有機JAS認証農地が19haあるなど、有機農業の取組が盛んな地域ではあるが、有機農業の産地づくりを推進する上で以下の課題がある。 (1) 有機農業に取組む新規参入者等への営農指導体制の整備 本町において有機農業への就農希望者が増加しているものの、研修先として受け入れ可能な農業者及び農業法人に限りがある。これまでに有機農業スクール設置等による長期にわたる有機農業の営農相談や指導が可能な支援体制の整備を検討してきたが、その中で、必要な指導者の確保や指導方法の確立等の難しさといった課題も明らかになってきた。このため引き続き新規参入者及び慣行農業者に対して、有機農業の知識及び技術習得のための支援を検討、実施していく必要がある。 (2) 有機農業に取組む新規参入農業者への農地の確保 有機農業に取組むための農地として、有機JAS認証を取得するには圃場が2年以上(多年生草物の場合は3年以上)前から化学合成農薬及び化学肥料を使用しないことが求められるため、耕作開始する農地が既存の慣行農業を実施している農地の場合は転換期間が必要となる。さらに取得する農地が遊休農地の場合は雑木や竹等が浸食していることから整備に多大な労力が必要となることが課題となる。現状では、町内農地においては、明確に、慣行農業と有機農業の農地の区分け(ゾーニング)は無く、有機農業者・慣行農業者ともに、優良農地を希望どおりに集積・集約化していくことは困難である。今後、有機農業者が安心して農地を確保していくためには、地域計画の策定等により農地の区分けをすることや、農業者の耕作地周辺の遊休農地を解消することで、出来るだけ集約集積して農地を確保できることが課題となる。 (3) 有機農業に取組む農業者の所得の向上 現状では、慣行農業の新規参入者に比べ、有機農業に取組む新規参入者の所得は低水準の割合が多い傾向にある。これは、有機農作物の流通網が整備されておらず、就農直後の生産体制が安定できていない状況下において販路を開拓する負担が大きく、収益構造を悪化させる要因となっている。そのため、新規参入者が就農直後でも出荷可能な販路を確保することが課題である。 また、有機農業者の所得向上の基本的な方法は、販売単価を上げることと、生産コストを抑えつつ生産量を増やすことである。販売単価を上げるためには、有機JAS、ASIAGAP及びJGAPの取得等により生産物の「高付加価値化」の工夫が必要であり、生産コストを抑え生産量を増やすためには、適切な土地、労働力、施設、機械、生産資材の確保が必要である。このことから、有機農業者の所得向上のためには、生産から販売までの各分野の支援が課題となる。 (4) 産地形成のための町外消費の拡大 有機農業の産地として世間に認知されるには、町外消費を拡大する必要がある。そのため、有機農業の産地づくりの推進に向けて、農作物の生産量を増加させるとともに町外の小売店やインターネット通販などを活用し、町外消費を拡大する必要がある。消費を拡大するためには、品質の良さをアピールするとともに、消費者目線としては、欲しい時に購入できる販売店が必要である。また、小売店目線として販売コーナーを維持することができなければならないため、単一品目ではなく多品目を生産し供給することが求められる。そのため、多品目を安定的に供給するには、単一の農業者ではなく、産地として複数の農業者が生産し、出荷する体制の構築が課題である。

(5) 地元産品の町内消費の拡大

人口減少により地域経済が低迷している本町において、地元産品を積極的に消費することは、地域内経済の活性化のための好循環につながることが期待される。そのため、有機農作物においても地産地消を推進することは、流通に伴うコストを軽減し、生産者が直接販売することにより、小量な産品、加工・調理品も、さらに場合によっては不揃い品や規格外品も販売可能になるなど、農業者の収益の向上が期待される。そのため、生産された有機農作物を町民が消費しやすい環境を整えるとともに、学校等の給食や本町の主な産業である宿泊業や飲食サービス業などの観光業での有機農作物の活用を促進するなど、町内消費を拡大させることが課題である。

イ 5年後に目指す目標

本町における有機農業の産地づくりを推進するため、本事業の目標は以下のとおりとする。

目標年度： 令和9年度

成果目標： (1) 有機JAS認証農地の拡大

2.0ha以上

(2) 有機JAS認証農作物出荷量 190.5t

(3) 有機JAS認証農地で耕作する就農者 5名以上増加

4. 取組内容

南知多町持続可能な農業検討会において、有機農業の産地として目指す将来像達成のために策定した実施計画で明らかとなった課題の解決策や目標達成のために必要な取組や支援策を協議する。

また、検討した内容について、有機農業と慣行農業の共存による持続可能な農業の在り方について合意形成を図りながら、実施計画の実現に向けた取組を推進する。

ア 有機農業の生産段階の推進の取組

(1) 有機農業の知識及び技術習得支援

新たに有機農業により就農を目指す者や有機農業への転換等を目指す慣行農業者に対し、有機農業を習得するための研修費用を助成する。新規就農希望者には、様々な理論・方法の中から自身の目指す有機農業を習得してもらう。

(2) 有機JAS認証取得のための支援

有機JAS認証を取得するための経費を助成することで、有機JAS取得農地の拡大を目指す。また、更新に要する経費を助成することで、有機JAS取得農地の継続することを支援する。

(3) 町内の不用資源を利用した農業用資材の試作、実証実験

本町では近年、遊休農地等への竹の侵食が問題となっていることから、竹を利用した農業用資材を試作し、活用を目指す。また、本町の主な産業である漁業や観光業と連携を目指し、漁業被害の原因となるヒトデや民宿等の蟹殻残渣を使用した農業用資材の試作を検討する。

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

(1) 民間企業等との連携による販路の確保

出荷可能な販路を確保するため、農業協同組合や民間企業との意見交換や連携により流通網を整備する。

(2) 有機農産物を利用した加工品の開発

規格外の有機農作物等を加工品として利用することで、生産体制が安定できていない就農直後の農業者の所得向上につなげていく。

(3) 産地化に向けた消費拡大及び情報発信

消費者に対し、有機農作物に慣れ親しんでもらい、本町が有機農業の産地であることを周知するため、県内外で開催されるマルシェへの出店やSNSを用いて情報発信を行う。

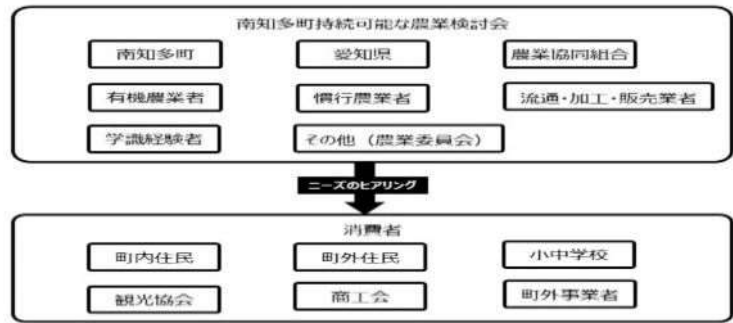
(4) 学校給食等における活用の促進と食育イベントの実施

生産した有機農作物の安定的な販路を確保するとともに、子どもや保護者に有機農作物を身近に感じてもらうため、集荷方法・納品規格等について関係者と調整し、学校給食等での利用を推進する。

また、子どもや保護者を対象とした食育イベントを実施することで、家庭における有機農産物の消費を促進する。

5. 取組の推進体制

ア 実施体制図



イ 関係者の役割

名称	役割
南知多町	事務局、生産者への財政支援、民間企業との連携、農業資材・加工品の試作
愛知県	政策支援
農業協同組合	農業資材の調達、販路確保、農業資材・加工品の試作
有機農業者	生産、共存の模索、農業資材・加工品の試作
慣行農業者	有機農業への理解を促進、共存の模索
流通事業者	消費者ニーズの把握、販路確保
加工事業者	消費者ニーズの把握、商品の企画開発
販売事業者	消費者ニーズの把握、直売所の運営
学識経験者	助言
その他（農業委員会）	農地の利用調整等

6. 資金計画

別紙のとおり

7. 本事業以外の関連事業の概要

- (1) 農業経営基盤強化促進法の一部改正に基づき、地域での協議（話し合い）による「地域計画」の策定によって目指すべき有機農業及びその農地利用の姿を明確化するとともに、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき特定区域を定め、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定を締結することで、有機農業に取り組む新規参入者への農地の確保を図る。
- (2) 化学合成農薬及び化学肥料を低減する取組と併せて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動として、環境保全型農業を推進する。
- (3) 町の移住施策と連携して、地域おこし協力隊の活用など、新規就農者の移住の受け入れに際し支援策を設けるとともに、空き家バンクの活用などによって住居を確保する。
- (4) 町の関係人口創出事業と連携して、農業体験イベントや農泊事業などを実施することによって有機農業に対して関心の高い関係人口を確保し、新規就農者や町外消費者の獲得につなげる。
- (5) 町内外の事業者とのふるさと納税の返礼品開発によって有機農作物の流通、加工、消費の拡大を目指す。

8 みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

地域に根差した持続的で再生可能な環境負荷の低い農業として、また、既存の農業における化石燃料を原料とした化学合成農薬及び化学肥料の代替品としても有機農業の技術は活用できるため、持続可能な農業の在り方の一つの方策として有機農業を推進する。

9 その他(達成状況の評価、取組の周知等)

【達成状況の評価】

- (1) 有機JAS認証農地の拡大 2.0ha以上
令和3年度末から令和9年度末にかけて有機JAS認証農地面積を調査。
- (2) 有機JAS認証農作物出荷量 190.5t
有機JAS認証農作物出荷量の令和3年度から令和9年度まで出荷量を調査。
- (3) 有機JAS認証農地で耕作する就農者 5名以上増加
令和3年度末から令和9年度末の有機JAS認証農地で耕作する人数を調査。

【取組の周知等】

本事業に関する取組について、町公式ホームページ等に掲載することで周知を図る。

5 資金計画

単位:千円

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区分	実施計画の実現に向けた 取組の実施検討	有機農業実施計画の実現 に向けた取組の実施	有機農業実施計画の実現 に向けた取組の実施	有機農業実施計画の実現 に向けた取組の実施	有機農業実施計画の実現 に向けた取組の実施
	事業費 —	事業費 6,000	事業費 10,000	事業費 8,000	事業費 6,000